



※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
--------	------	-----	----	------	------

平成 年 月 日
 (あて先)和歌山市長

※ 処理事項

発信年月日
 通信日付印 確認印

申告年月日
 年 月 日

所在地
 (和歌山市が支店等の場合は本店所在地と併記)
 (電話)

この申告の基礎
 1 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。
 2 法人税の平成 年 月 日の更正、決定、再更正による。

従前の事業種目

資本金の額
 又は出資金の額
 資本金等の額

清算人氏名印
 ④ 經理責任者氏名

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の法人市民税の申告書 ※

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	① (十億 百万 千 円)		
法人税法第68条(同法第144条を含む。)の規定による所得税額の控除額	②		
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③		
当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④		
還付法人税額等の額の控除額	⑤		
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②+③+④-⑤	⑥ 0 0 0		十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑥×19) ⑦	0 0 0		
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
差引法人税割額 ⑥-⑧又は⑦-⑧	⑨		0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑩		
当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑪ 十億 百万 千 円 0 0 0		0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪	⑫		0 0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑬	月
	円× $\frac{⑬}{12}$	⑭	十億 百万 千 円 0 0
	既に納付の確定した均等割額	⑮	0 0
この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑮	⑯		0 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑫+⑯	⑰		0 0

和歌山市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		和歌山市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち和歌山市分の従業員数	人
合 計		⑱ 人	⑲	⑳

備 考

当期において残余財産の一部を分配した日 平成 年 月 日

法人税の申告書の種類 青色・その他

法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 十億 百万 千 円

関与税理士署名押印 (電話)

第二十一号様式(提出用)



※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
--------	------	-----	----	------	------

平成 年 月 日
(あて先)和歌山市長

※ 処理事項

発信年月日
通信日付印 確認印

申告年月日
年 月 日

所在地
(和歌山市が支店等の場合は本店所在地と併記)
(電話)

この申告の基礎
1 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。
2 法人税の平成 年 月 日の更正、決定、再更正による。

従前の事業種目

資本金の額
又は出資金の額

資本金等の額

解散法人名

清算人氏名印

經理責任者氏名

第二十一号様式(控用)

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の法人市民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	① (十億 百万 千 円)		
法人税法第68条(同法第144条を含む。)の規定による所得税額の控除額	②		
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③		
当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④		
還付法人税額等の額の控除額	⑤		
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②+③+④-⑤	⑥ 0 0 0		十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑥/⑧×⑱)	⑦ 0 0 0		
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
差引法人税割額 ⑥-⑧又は⑦-⑧	⑨		0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑩		
当期中の残余財産の一部分配額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑪ 十億 百万 千 0 0 0		0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪	⑫		0 0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑬	月
	円 × ⑬ / 12	⑭	十億 百万 千 円 0 0
	既に納付の確定した均等割額	⑮	0 0
この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑮	⑯		0 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑫+⑯	⑰		0 0
和歌山市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準	
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	和歌山市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
		左のうち和歌山市分の従業員数	人
			人
			人
合 計		⑳ 人	㉑
備 考	当期において残余財産の一部を分配した日	平成 年 月 日	
	法人税の申告書の種類	青色・その他	
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億 百万 千 円	

関与税理士 署名押印 (電話)